行旅死亡人

１．本籍・住民登録地・氏名不詳の男性、年齢60歳代くらい、身長163㎝、小肥、白髪、着衣は紺色パーカー、黄色カーデガン、半袖Ｔシャツ、ジーパン、ステテコ、トランクス、靴下、スニーカー、所持品は小銭入れ、現金13,864円

上記の者は、平成28年11月10日午後０時10分、神奈川県相模原市南区旭町20番１号先の路上で倒れているところを通行人が発見し、救急搬送されましたが同日午後１時32分に搬送先の病院にて死亡が確認されたものです。

２．本籍・住民登録地・氏名不詳（自称大場孝一）の男性、着衣はチェック柄シャツ、黒色シャツ、白色作業着ズボン、白色靴下、所持品は黒色二つ折り財布、黒色長財布、現金3,450円

上記の者は、平成28年12月31日午前10時00分頃、神奈川県相模原市南区大野台４丁目24番の独身寮の室内にて死亡の状態で発見されたものです。死亡時期は平成28年12月中旬頃。

死亡者が居住する室内で発見されていることから、氏名は大場孝一、昭和35年10月３日生まれと推定されます。

以上２件、遺体は火葬に付し、本市無縁没者供養塔に保管してありますので、お心当たりの方は、本市地域福祉課までお申し出ください。

平成29年３月31日

神奈川県　　相模原市長　加山　俊夫

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢30～40歳位の男性、身長163㎝、死後１～２ヶ月程度経過と推定、オレンジ色救命胴衣、紺色防寒衣、茶色セーター、赤色マフラー、灰色半袖Ｔシャツ、白色軍手、黒色ズボン、黒色ももひき、紺色靴下、赤色パンツ、バッジ

上記の者は平成29年２月28日美浜町所在の舟通埼灯台から真方位257度10㎞付近海上で発見されました。身元不明のため火葬に付し遺骨は保管しています。心当たりの方は、美浜町住民環境課まで申し出てください。

平成29年３月31日

福井県　　美浜町長　山口治太郎

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、女性、50歳代以上

上記の者は、平成28年12月20日、福井県丹生郡越前町所在の越前岬灯台から真方位279度59.5キロメートル付近海域で底曳網から骨で発見された。死亡時期不詳。

遺体は火葬に付し、遺骨は福井市在田町38―１に保管してありますので、心当りの方は本町福祉課まで申し出てください。

平成29年３月31日

福井県　　越前町長　内藤　俊三

公示送達

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による市原都市計画事業姉崎駅前土地区画整理事業に係る下記の者に対する換地処分通知は、送付を受けるべき者が受領を拒んだので、同法第133条第１項の規定により、書類の送付に代えて通知の内容を次のとおり公告します。

平成29年３月31日

市原都市計画事業姉崎駅前土地区画整理事業
施行者　市原市
代表者　市原市長　小出　譲治

記

１　書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所

⑴　氏名　田島　博男
　　住所　千葉県市原市姉崎1997番地
⑵　氏名　榎本　祐司
　　住所　千葉県木更津市請西東七丁目１番地41
⑶　氏名　水戸邉　千春
　　住所　千葉県市原市姉崎477番地
⑷　氏名　水戸邉　良一
　　住所　千葉県市原市姉崎477番地
⑸　氏名　加藤　智子
　　住所　千葉県市原市姉崎2020番地の２
⑹　氏名　加藤　嘉和
　　住所　千葉県市原市姉崎2020番地の２
⑺　氏名　中山　美穂
　　住所　千葉県袖ケ浦市福王台四丁目10番地21

２　通知の内容

土地区画整理法第103条第１項の規定により、市原都市計画事業姉崎駅前土地区画整理事業の換地計画において定められた別紙明細書及び換地図のとおり換地処分をします。

なお、換地明細書・各筆各権利別清算金明細書・位置図・換地図の原本につきましては、千葉県市原市姉崎海岸49番地の１にある、姉崎区画整理事務所に備え置き、その写しを本土地区画整理事業21街区９－１画地にある掲示板に掲示してあります。

教示

⑴　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます。

⑵　この処分については、上記⑴の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、市原市を被告として（訴訟において市原市を代表する者は市原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑶　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

公示送達

鹿児島都市計画事業原良第三地区土地区画整理事業の換地計画の変更に伴う換地処分取消通知書及び換地処分通知書の送付にかえる公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による鹿児島都市計画事業原良第三地区土地区画整理事業の下記１の者に対する換地処分取消通知書及び換地処分通知書は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を下記２のとおり公告する。なお、別紙明細書は掲載を省略し、それらを鹿児島県鹿児島市原良四丁目30番12号の隣接地にて掲示する。

平成29年３月31日

鹿児島都市計画事業
原良第三地区土地区画整理事業
施行者　鹿児島市
代表者　鹿児島市長　森　　博幸

１　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

鹿児島県熊毛郡中種子町野間5162番地
池亀　克己

２　通知の内容

（換地処分取消通知）

鹿児島都市計画事業原良第三地区土地区画整理事業の換地計画について変更がありましたので、平成28年９月23日付け区整第294―197号により通知した換地処分通知を取り消します。

（換地処分通知）

土地区画整理法第103条第１項の規定により、鹿児島都市計画事業原良第三地区土地区画整理事業の換地計画において定められた別紙明細書のとおり換地処分します。

教示

この通知書について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に鹿児島県知事に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法第19条第２項に規定されています。）

また、行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受け取った日（その他、審査請求をした場合においては、裁決があったことを知った日）から６か月以内に鹿児島市を被告として取消訴訟を提起することができます。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十九年二月二十八日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年三月三十一日

札幌市中央区南九条西五丁目四二一番地
ＭＳＩ株式会社
代表清算人　牧野　　論

解散公告

当社は、平成二十八年十一月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年三月三十一日

仙台市太白区大野田五丁目二四番地の六
有限会社アドバイザリースタッフ
清算人　後藤　正明